

令和3年度西都市地域資源活用イベント業務委託仕様書

1. 業務名

令和3年度西都市地域資源活用イベント業務委託

2. 業務目的

新型コロナウイルス感染拡大防止と社会経済活動の両立に取り組むとともに、コロナ禍で疲弊したまちの賑わいを創出することを目的として、本市で生産される農畜産物などの地域資源を総合的に活用したイベントを中心市街地で開催する。

なお、本事業は、地域再生法に基づき令和2年3月に国から認定を受けた地域再生計画「住んでみたい、そして住み続けたい「西都市の暮らし」魅力発信・移住定住促進事業」に基づく業務であり、令和3年度地方創生推進交付金を活用して実施している。

3. 委託期間

契約締結日から令和4年1月31日（月）まで

イベント開催実施日時は、令和3年12月中旬（1日）の午後を想定しているが、荒天もしくは新型コロナウイルス感染症の状況によっては、協議により延期できるものとする。ただし、やむを得ず中止となった場合には、委託料の支払いについて双方協議するものとする。

4. イベント開催場所（別添資料参照）

5. 業務内容

本業務は、中心市街地である小野崎通りをメイン会場とし、本市で生産される野菜や畜産物、地場産品等の販売による地域資源のPR及び賑わいの創出、その他の提案事業を含めたイベントを実施する。これらイベントを開催するにあたり、会場内での出店ブースや飲食ブースの設営、音響照明設備の配置など、一連の業務について委託するものである。ただし、イベント会場内での農畜産物の物販ブースの運営は、市が実施するものとする。

(1) イベントについて

当イベントに出店を希望する事業者が円滑に出店業務に取り組めるよう企画・調整および宣伝を行うこと。なお、同会場において、コロナ禍により疲弊したまちに賑わいをもたらし、地域経済の活性化に資することを目的に、イルミネーション事業を同時開催するため、当該事業と連動したイベントとして企画を行うこと。

① イベント名称及びキャッチコピーの提案

本事業のイベント名称及びキャッチコピー（テーマ）を提案し、イベントに使用するチラシやポップ等に利用すること。

② 会場の設営及び撤去

ア 市が指定した開催場所において、市と調整の上、会場の設営、当日の会場での事業者への対応、終了後の撤去等を行う。なお、出店ブースの使用料及び広さについては別添資料のとおり

とし、各出店事業者名や販売物等がわかるような名札やポップ等を作成すること。

イ ステージの設営は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、企画・調整を行わないこと。ただし、会場において音響設備を設置し、操作を行うこと。

ウ 小野崎通りを交通封鎖し、来場者用の飲食スペースを設置すること。なお、飲食スペースは、椅子・テーブル設置のほか、雨天時でも円滑に事業を実施できるよう、テントを設置すること。

③危機管理

雨天時及び新型コロナウイルス感染防止のための必要な対策を行うこと。

④その他自由提案

(2) 広報全般について

チラシ及びポスター等を作成し、新聞折込やSNS等を活用し、事前及びイベント当日のPR活動を行うこと。

6. 委託契約に関する基本的事項

(1) 委託料は2, 178, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度額とし、限度額の範囲内で締結された契約額について、受託者の請求に基づき支払う。なお、支払時期や額、方法等については、契約に定める。

(2) 本事業において、以下については、経費対象外とする。

①特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの

②施設や設備の整備費及び備品購入費

③国や地方公共団体等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費

④その他、事業との関連が認められない経費

(3) 本事業に附随して、受注者が収入を得る行為は、一切認めないものとする。

7. 成果物

成果物の数量、仕様、データ形式及び納期限については下表のとおりとするが、提案内容により変更する場合がある。なお、納品場所はすべて西都市商工観光課とする。

項目	数量	仕様	電子データ形式	納期限
事業実施報告書 (記録写真、収支 決算報告等を含 む。)	・電子データ (CD-R 又はDVD -R): 1枚 印刷製本、A 4版: 2部	A4、図表のみカ ラー	Microsoft-Word、 Excel、Power point のいずれかと PDF 形式	令和4年 1月31日
作成したチラ シ・ポスター等	・電子データ (CD-R 又はDVD -R): 1枚 ・紙媒体: 各 1部	フルカラー	AI、PDF、JPEG形式 のすべて	令和4年 1月31日

8. その他の事項

- (1) 本業務の実施により生じた著作物（既得されている著作物は除く。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、本市に帰属する。
- (2) 本業務の実施による成果物に含まれる第三者の著作権、肖像権その他の全ての権利についての交渉、処理は受注者が行うものとし、その経費は委託料に含むものとする。また、それらに関する紛争が生じた場合は、全て受注者の責任と費用負担で対応するものとする。
- (3) 本業務の遂行にあたり、受注者は業務上知り得た事項を第三者に漏えいしないようにすること。
- (4) 受注者は、個人情報保護の重要性を十分に認識し、本業務の実施により知り得た個人情報については、西都市個人情報保護条例等関係法令に基づき、情報の厳格な管理及び適切な運用を行うこと。また、本業務が完了した後においても同様とする。
- (5) 受注者の責に帰すべき理由により、本市又は第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償すること。
- (6) 受注者は本業務実施にあたり、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することはできない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た時は、この限りではない。
- (7) 受注者は、本業務を円滑かつ適正に進めるため、必要に応じて発注者との打合せや協議を行うこと。
- (8) 本事業は、「地方創生推進交付金」を活用し実施するものであり、会計検査院の現地検査時及び同類の検査時には協力すること。

9. 協議

仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、その都度、本市と協議すること。